

## 返戻金制度に関する事項

### 【返戻金制度について】

株式会社ソレイユ財産管理（以下「弊社」という）は、職業安定法第 32 条の 13 の規定に基づき、弊社が紹介した人材の早期離職に際しての手数料の返還に関する制度（返戻金制度）を以下の通り定め、公表いたします。

#### 1. 返還の基準

弊社が紹介し、入社した者が以下の期間内に自己都合により退職、または本人の責により解雇となった場合、弊社は求人者様に対し、受領した報酬の一部を以下の割合で返還いたします。

- 入社日から 30 日以内の退職等：受領した報酬額の 80%
- 入社日から 30 日超 90 日以内の退職等：受領した報酬額の 50%

#### 2. 適用除外

退職の理由が、求人者様の責に帰すべき事由（提示した労働条件との相違、ハラスメント等）に起因する場合は、本制度の適用外といたします。

#### 3. 個別契約の優先

弊社では、クライアント企業様の状況に応じたきめ細やかなコンサルティングを行っております。そのため、上記規定はあくまで標準的な基準であり、**実際の返還率・期間・条件等については、求人者様との個別契約（利用規約等）において別途異なる定めをした場合、当該契約の定めを優先するものとします。**

作成日：2026 年 2 月 27 日

許可番号	15-ユ-300256
	株式会社ソレイユ財産管理
	新潟県上越市木田 2-1-1
事業所の名称及び所在地	上越セントラルビル 8 階